

を含む新規の会計方針を採用することはできない。ただし、これらを含んだ既存の会計方針を引き続き使用することは認められる。

- ・保険負債を現在価値に割引かずに測定すること。
- ・保険負債を過度の保守性に基き測定すること。
- ・将来の投資管理費用に係る契約上の権利を、類似サービスに対して他の市場参加者が課す手数料との比較により推定される公正価値を超える金額で間接的に測定する方法を使用すること。
- ・子会社の保険負債および関連する繰延契約費について、不統一な会計方針を使用すること。なお、保険者が保険負債に関する会計方針を要する場合は、本IFRS(案)は金融資産の全部または一部を公正価値で測定する区分に再指定し、その公正価値の変動を損益計算書で認識することを容認している。

(3) 開示について

本IFRS(案)の提案は、次の項目について開示を要求している。

- ・保険者の財務諸表に含まれる、保険契約から生じた金額。
- ・保険契約から生じる将来キャッシュ・フローの見積額、時期および不確実性。
- ・保険者の保険負債および保険資産の公正価値。

- ⑤ ある契約が解約時もしくは満期時の支払金額以上の死亡給付金を支払うのであれば、追加的な死亡給付金が重要でない場合を除き、当該契約は重要な保険リスクのある保険契約ということになる。同様に、生存を条件とする支払いの合計が重要な場合を除き、保険契約の生存者に一定金額を支払う年金契約は重要な保険リスクのある保険契約となる。
- ⑥ 定額の終身保険のように、損害額およびその結果としての保険者に与える支払額は分かっているが、それらの時期が分からない場合、損害が予想より早く生じる場合、保険者は損失を被るようになる。保険群団全体としては損失がない場合でも、個別契約に関しては、保険者は保険契約者が早期に死亡することによる重要な損失を被る。このような契約は重要な保険リスクのある保険契約である。

③ キャプティブについて

キャプティブ保険会社とはある企業に専属した保険会社の意味であり、通常は親会社の出資により子会社として設立される(図表)。親会社である企業はそのリスクを保険契約を用いてキャプティブ保険会社へ移転する。この場合、キャプティブ保険会社という子会社へのリスク移転

本IFRS(案)では二〇〇五年一月一日以降を開始する期間について有効となるが、早期適用を奨励している。保険負債および保険資産の公正価値の開示要求は、二〇〇六年二月三十一日から適用される。

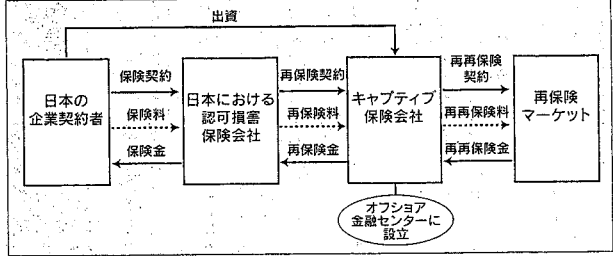
なお、最低死亡保証付年金オプシオン等の組込プリバティブ(本IFRS(案)の提案は保険契約)における金利リスクまたは市場リスクへの重要なエクスポージャーの開示を強調している点に留意が必要である。

ここでは、前記の提案のうち、特に影響が大きいと考えられる論点について検討する。

(1) 本IFRS(案)の範囲

本IFRS(案)は、保険契約(再保険契約を含む)および保有する再保険契約に適用され、IAS 39「金融商品・認識と測定」の適用範囲である金融資産・負債のような保険者の他の資産・負債には適用されない。さらに、本IFRS(案)では保険契約者の会計を取り扱わないが、この点については、審議会が本IFRS(案)でその是非を問うている。

(図表) キャプティブの仕組み



が本当の意味でのリスク移転なのかという疑問が生じる。すなわちキャプティブ保険会社は単に親会社の資産を子会社という形に変えただけのものであり、結局は親会社の資産でリスクを処理するためリスクは移転せず、保険契約から除外されている。

④ 一般事業会社が行う保証行為について
本IFRS(案)は保険契約を規

保険契約の管理には、必然的に、保険者の将来の保険契約の確実な履行のための資産運用管理・保全義務が伴うことから、保険契約あるいは保険負債の特性に対応した、保険者の資産の評価規定を模索するのが妥当と思われる。

(2) 保険契約の定義

① 定義の特定化について
「保険契約の会計を検討するためには、まずその定義を確定させる必要がある。IAS 32では、保険契約から生じる債務を金融商品の一つとして認識し、IAS 32の適用除外としている。また、損害保険と生命保険とを含めて保険契約を一般的な形で正確に定義することは極めて困難であるとされてきた。本IFRS(案)では、保険契約の定義をある主体(保険者)が、特定の不確実な事象(保険事象)が保険契約者や他の受益者に不利な影響を与えた場合に、保険契約者や他の受益者に給付を行うことを同意せしめることにより、他の主体(保険契約者)から重大な保険リスクを引き受ける契約とすることの可否を問うている。

保険契約の定義が一般的な形で正確になされることが困難とされてきた一因は、損害保険が「保険者の支払う保険金の額の決定方法」を標準

定する会計基準であり、「(保険者)保険業者」のための会計ではないことは前記のとおりである。そこで、一般事業会社が行う保証行為について、本IFRS(案)は「保険契約の対象となり得る点に留意する必要がある。」

製品保証については、製造者や卸売業者のかわりに他の当事者が間接的に発行する製品保証は本IFRS(案)の対象である(すなわち保険契約に該当)。ただし、製造者や卸売業者が直接発行する製品保証は、IAS 18およびIAS 37の対象であるため適用外としている。

ここで、保険契約と保証行為を比較すると、①事故発生について債務者(被保険者)の意思が左右するかどうか、②損害填補を主な目的とするか、③信用の付与を目的とするか、④無償契約として成立する余地があるか否か、⑤告知義務違反による解除ができるか否か、⑥主な債務に対して付従性を有するか否か、⑦危険の測定と大数の法則適用の可否、などの点に違いが見られる反面、保証も同種の契約を大量に反復して締結し集团的に処理すると、保証行為と保険事業とは経営的な側面においては近似した性格を持ち、これが個別の契約にも反映して、契約上の処理も近づいてくる。したがって、保証と

とする概念であるのに対し、生命保険は「保険事故の種類」を標準とする概念であり、相互に分類の標準が相違することにある。このため、損害保険契約と生命保険契約は通常、別個に定義されている。

② 重要な保険リスクについて
本IFRS(案)で提案されている保険契約の定義を満たすためには、「重要な保険リスク」を移転させることが必要とされている。この「重要な保険リスク」の内容については、本IFRS(案)では次の事項をあげている。

- ① 当該契約から発生する保険者の正味キャッシュ・フローの現在価値に重要で不利な変化を生じさせることが合理的に起こりうる場合のみ、保険リスクは重要であるといえる。
- ② 保険事故の発生の可能性が極めて低い場合、あるいは、保険事故が発生した場合のキャッシュ・フローの現在価値が契約上のすべてのキャッシュ・フローの期待現在価値の小さな部分しか占めていない場合でも、この条件は満たされる。
- ③ 保険事故の発生が、すべての合理的に起こりうるシナリオにおいて保険者の契約上のキャッシュ・フローの現在価値に僅少な変化しか生じさせない場合、保険リスクは重要ではない。
- ④ 保険者は保険リスクの重要性を、財務諸表に対する重要性によってではなくむしろ、契約ごとに評価しなければならない。

③ 保険負債の損失認識テスト
本IFRS(案)が提示した損失認識テストは、その損失の予測期間の長期性の視点等から、日本の責任準備金の積立いわゆる「実務基準」よりアリーのいよゆる「実務基準」より厳しいものと言われる。一方で、二〇〇六年から保険契約の公正価値開示を求めている。

現状では、保険負債の損失認識テストによる保険負債の積み増しと公正価値評価が並存されているように見える。公正価値があくまでマーケットにより評価されるリスクと不確実性を前提にしていると考えられるのに対して、損失認識テストは、日本の商法会計制度の資産評価の下での「強制評価額」に近似しており、相互に相容れない概念が混入している恐れがあり、理論的背景が不明である。損失認識テストによる保険負債の積み増しが、予想最大損失額の負債計上を黙示しているものなのか、公正価値との関連が不明であり、また、損失認識テスト以後の公

(4) 生命保険会社の危険準備金と損害保険会社の異常危険準備金

正価値の変動の取扱いも明らかでない。
本IFRS「案」では、異常危険準備金はフェーズ1から負債計上が認められないことになる。一方、危険準備金は微妙であるが、負債計上に認められる可能性は極めて低いといえよう。危険準備金と異常危険準備金は、本質的な相違はあまりないと思料するが、既存の契約のみを前提としたものが危険準備金、将来契約をも包含して計算されるのが異常危険準備金であり、後者はIASB概念フレームワークの負債の定義中の「過去の事象」というクローズドブックの前提から外れる点が理論上の相違点といえる。

確かに、世界的にはこれらの準備金に負債性を認めている主要国は少数であり、また「責任準備金」という名目で計上されるため、商法でかつ禁止された秘密準備金に該当する懸念もある。また、積立根拠も明確かつ透明性のある計算が困難である。ただし、危険準備金にせよ異常危険準備金にせよ、当該危険に対する対価は、現在「の契約者の保険料の一部で賄われ、また実際に、一〇〇

年周期で巨大地震、二五〇年周期で巨大地震と大風水害が同時に発生している等の統計がある以上、負債としての「認識」そのものを否定することは疑問が残る。再論を期待したい。もちろん、「認識」を肯定しながらも「測定が結果的に極めて低いため、零評価され、オフバランスとされることはあり得るし、現実的に「偶発債務」の認識・測定の問題でこのような考え方のプロセスが使われている。

「測定が結果的に極めて低いため、零評価され、オフバランスとされることはあり得るし、現実的に「偶発債務」の認識・測定の問題でこのような考え方のプロセスが使われている。

(1) 保険会計を含む制度会計の目的について

事業体を取りまく利害関係者は多数おり、典型的には既存株主、債権者、一般投資家、経営者、従業員、保険会社の契約者が挙げられる。また、保険会社を監督する行政庁も含まれる。この点を検討するに当たりまず考慮されるべきものは、審議会でのフレームワークの作成及び表示に際して発生する評価益の問題(一般事業会社の借入金等の金融負債を短期売買目的指定した場合も同様の問題が発生)

「12.財務諸表の目的は、広範な利害関係者の意思決定を行うに当たって、企業の財政状態、業績及び財政状態の変

動に関する有用な情報を提供することにある。

13...この目的のために作成される財務諸表は、ほとんどの利用者の共通の要求を満たすものである。しかし、財務諸表は主として過去の事象の財務的影響を表示し、必ずしも非財務的情報は、利用者が経済的意思を行うために必要とするすべての情報を提供するものではない。
14...財務諸表はまた、経営者の受託責任又は経営者に委ねられた資源に対する会計責任の結果も表示する。経営者の受託責任又は会計責任を評価したいと望む利用者は、経済的意思決定を行うために、そのような評価を行う。かかる意思決定には、例えば、利用者が当該企業に対する投資を保有若しくは売却するかどうか、又は経営者を再任若しくは交替させるかどうかなどが含まれる。」

一般的に会計の機能は利害調整機能と情報提供機能であると評価されてきた。日本の商法会計制度に代表される制度会計においても債権者保護と出資者保護の調和・調整、あるいは現在の出資者と将来の出資者との利害の調和・調整が歴年の課題であり、この調整が制度会計の歴史そのものといっても過言ではない。制度会計の目的は、株主、債権者あるいは契約者の利害調整・保護機能を、あくまで一つの財務諸表で実現しようとしてきた。少なくともドイツをはじめとする大陸法系諸国、日本

本ではそうであった。一方、米国では、これらを別個に作成するものとされているが、米国の諸規程のあり方が、ベストか否か十分な議論がなされてきたわけではないように思われる。

IASB概念フレームワークは、過度に資産及び負債の定義・認識・測定に比重を置いているため、最も重要と思われる財務諸表の目的論と認識・測定論との整合的な説明が、必ずしも十分でない。この不十分性が典型的に表面化したのが今回の本IFRS「案」であろう。したがって、財務諸表目的論と財務諸表項目の認識・測定の問題、ならびに保険負債に公正価値を導入した際の財務諸表の利害関係者が懐くこととなる財務諸表の「有用性」について、フェーズIIまで十分な議論が望まれる。

(2) ALMの視点からの資産・負債一体評価の必要性について(一般事業会社の資産評価と負債評価にも当てはまる議論)

これまでの会計法規において検討されてきた評価の問題は、大部分は資産評価に関するものと言って過言ではない。一方、負債の評価については、引当金以外の論点については

(6) 負債評価と資産評価の関連

本IFRS「案」では、保険負債評価の割引率は資産の収益率等には依存しない旨を提案している。負債評価と資産評価が相互に独立しているという結論に基本的に異論はないが、例外も存在するので、この点に少し詳細な議論が必要であろう。例えば、負債の返済や買戻しが第一に優先され、資産はその観点からみてふさわしい評価額を付すべきだという議論になれば、負債評価と資産評価は相互依存的になる。

でなく、保険会社の保有資産、一般事業会社の問題も取り込んでマクロ的に議論がなされるべきであろう。

英岡や華州では、養老保険の売買が行われている例も見受けられるものの、一般的には保険契約、特に生命保険契約については取引市場が存在しないと言われる。このような状況下で、公正価値測定の結果、評価益が計上された場合、その評価益の実現性(あるいは換金可能性)は極めて低いと推定される。実現可能性の低い評価益の計上は、会計理論上は起り得るとしても、如何なものだろうか、再論を提起したい。特に債権者保護の視点、保険会社の健全性確保の視点を著しく欠いたものと言えないであろうか。

(5) 信用のパラドックス(公正価値評価の公正価値評価のパラドックス)の問題

信用のパラドックスとは、負債の評価額に公正価値評価のパラドックス(公正価値評価の公正価値評価のパラドックス)の問題

信用のパラドックスとは、負債の評価額に公正価値評価のパラドックス(公正価値評価の公正価値評価のパラドックス)の問題

橋上 徹(はしがみ・とる)
新日本監査法人 金融監査部 社員(公認会計士)
1988年一橋大学卒業、同年大手監査法人入所。大手監査法人マネージャー-日本生命保険相互会社主計部、調査部勤務を経て現職。元生命保険協会経理部国際会計基準PT委員、企業会計基準委員会保険ワーキンググループ委員(現)、日本公認会計士協会会計制度委員会IASB委員会委員(現)、日本公認会計士協会業種別監査委員会生命保険業研究部会幹事(現)を歴任。